

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)の一部改正に伴い、過疎地域における課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 過疎地域における課税免除の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとします。(第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、(1)は、平成25年4月1日から適用することとします。
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととします。

過疎地域にかかる県税の課税免除の制度概要について

1. 制度の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法では、過疎地域において、製造業等の事業の用に供するための一定の設備の新設または増設に対して、地方公共団体が事業税、不動産取得税などの課税免除を行った場合は、減収分の交付税措置を講じる旨の規定があり、総務省令によりその要件、適用期限等を定めています。

2. 適用要件

製造業（ガスの製造および発電を除く）、情報通信技術利用事業または旅館業の用に直接供する特別償却設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を超える場合

3. 対象区域

長浜市のうち旧余呉町区域、高島市のうち旧朽木村区域

4. 免除内容

対象となる県税	免 除 額
事業税（3年間）	新設または増設した設備に係る従業者の数をもとに一定の算式（※）で計算した額
不動産取得税（課税年度）	対象事業の用に供する家屋・敷地に対する課税額

$$\text{※ 事業税の課税標準となる所得} \times \frac{\text{新設または増設した設備に係る従業者}}{\text{新設または増設した者が県内に有する事業所の従業者}} \times \text{税率}$$

5. 制度始期

昭和45年5月1日

6. 適用実績（過去10年内）

- ・対象区域内での事業所の新設 2法人
- ・対象区域内での事業所の増設 1法人

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特別償却設備 製造(ガスの製造および発電を除く。次条において同じ。)の事業、情報通信技術利用事業(過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条において同じ。)または旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。)をいう。以下同じ。)の用に直接供する一の設備(ガスの製造または発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号または第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域において当該過疎地域の公示の日から平成25年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特別償却設備 製造(ガスの製造および発電を除く。次条において同じ。)の事業、情報通信技術利用事業(過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条において同じ。)または旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。)をいう。以下同じ。)の用に直接供する一の設備(ガスの製造または発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成27年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)